

新婚さんの♪

[中之条町結婚新生活支援事業]

新生活を支援します

=新婚さんが新生活を始めるための住居費・引っ越し費用を助成します=

■対象となる人

次の①～⑩を全て満たす世帯が対象です。
⑨と⑩は申請する費目により必要な条件です。

- ①令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し受理された世帯
- ②申請日時点における直近の所得証明において夫婦の所得を合算した金額が500万円未満である世帯
※貸与型奨学金の返済を行っている場合は世帯所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除します
- ③夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④申請日時点において夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっている世帯
- ⑤他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯
- ⑥過去にこの制度の補助を受けている者がいない世帯
- ⑦居住する全員が中之条町暴力団排除条例に規定する暴力団員ではない世帯
- ⑧居住する全員が町税等を滞納していない世帯
- ⑨令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、結婚を機に中之条町内にある住居を購入・リフォーム・貸借した世帯
- ⑩令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、結婚を機に中之条町内にある住居に専門業者を利用して引越した世帯

■助成期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日
の間の費用に対して補助します

■補助額

1世帯当たり30万円を上限とします
夫婦共に29歳以下の場合60万円を上限とします

■対象となる費用

[住居費]

物件購入費、リフォーム費、賃料、敷金、礼金、
共益費、仲介手数料

[引っ越し費用]

引っ越し業者や運送業者への支払い

■申請方法

次の書類を添えて住民福祉課少子化・子育て
対策係窓口へ申請してください

[購入・リフォーム・賃貸・引っ越し共通に必要な書類]

- ①補助金交付申請書
- ②申請日における直近の夫婦の所得証明書
- ③戸籍謄本(全部事項証明)
- ④領収書等支払いを証明できるもの

[購入の方]

- ①物件の売買契約書の写し

[リフォームの方]

- ①工事請負契約書等の写し

[賃貸の方]

- ①物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書の写し

お問い合わせ・申請窓口

中之条町役場 住民福祉課 少子化・子育て対策係
電話：0279-75-8825 FAX：0279-75-6562

